

茅野市運動公園施設使用料

R2. 4. 1改定

茅野市都市公園条例 別表第4（第16条関係）

No	施設名	使用区分等				使 用 料							
1	野球場	使用区分		時間区分		午前5時から 午後7時まで 1時間当たり	備考 (1) 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合は、当該区分に定める額の5倍とする。 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。						
		専用使用料		市民	910円								
			市民以外	1,360円									
3	弓道場	使用区分		時間区分		午前7時から 午後10時まで 1時間当たり	備考 ※ 午前7時から午前9時までの使用は、大会等に限る。						
		専用使用料（5人立分）		市民	750円								
				市民以外	1,120円								
		個人 使用料	一 般	市民	150円								
				市民以外	220円								
			大学生等	市民	110円								
				市民以外	220円								
			小中学生・高校生	市民	70円								
				市民以外	100円								
			一般通年使用料	市民	9,000円								
				市民以外	13,200円								
			大学生等通年使用料	市民	6,600円								
				市民以外	13,200円								
4	総合 体育館	使用区分		時間区分		午前7時から 午後10時まで 1時間当たり	照明使用料 1時間当たり	備考 (1) 大体育室及び小体育室の2分の1又は3分の1を専用使用するときの使用料及び照明使用料は、それぞれの使用料の2分の1又は3分の1の額とする。 (2) アマチュアスポーツ又は体育レクリエーション以外の目的で使用する場合は、当該専用使用料の額の2倍（照明使用料を除く。）とする。 (3) 営利目的で使用する場合は、当該専用使用料の額の10倍（照明使用料を除く。）とする。 (4) 入場料を徴収して使用する場合は、当該専用使用料の額の2倍（照明使用料を除く。）とする。 (5) 移動式暖房器を使用するときは、実費相当額を別に徴収する。 ※ 午前7時から午前9時までの使用は、大会等に限る。					
		専用 使用料	大体育室	市民	1,170円								
				市民以外	1,750円								
			小体育室	市民	630円								
				市民以外	940円								
			柔道場	市民	720円								
				市民以外	1,080円								
		剣道場	市民	720円									
			市民以外	1,080円									
		会議室等（1室）	市民	160円									
			市民以外	240円									
		個人 使用料	大体育室 小体育室	一 般	市民				150円				
					市民以外				220円				
				大学生等	市民				110円				
					市民以外				220円				
				小中学生・高校生	市民				70円				
					市民以外				100円				
			柔道場 剣道場 卓球室	一 般	市民				150円				
					市民以外				220円				
				大学生等	市民				110円				
					市民以外				220円				
				小中学生・高校生	市民				70円				
					市民以外				100円				
		トレーニング室	一 般	市民	100円								
				市民以外	150円								
			大学生等	市民	70円								
				市民以外	150円								
			小中学生・高校生	市民	50円								
				市民以外	70円								
		ギャラリー							30円				
		区分							1年当たり				
		個人 使用料	トレーニング室	一般通年使用料	市民				6,000円				
					市民以外				9,000円				
				大学生等通年使用料	市民				4,200円				
					市民以外				9,000円				
				小中学生・高校生通年使用料	市民				3,000円				
					市民以外				4,200円				
5	庭球場	使用区分		時間区分		午前5時から 午後10時まで 1時間当たり	照明使用料 1コート 1時間当たり	備考 ※ オムニコートの使用は、午前9時からとし、開始時間30分前から受付、2時間限度とする。 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。					
		専用 使用料	人工クレーコート1面	市民	600円								
				市民以外	900円								
			砂入人工芝コート1面	市民	600円								
				市民以外	900円								
		個人 使用料	一般通年使用料	市民	10,800円								
				市民以外	16,200円								
			大学生等通年使用料	市民	8,100円								
				市民以外	16,200円								
			小中学生・高校生通年使用料	市民	5,400円								
				市民以外	8,100円								
		6	広場 野球場	使用区分					時間区分		午前5時から 午後10時まで 1時間当たり	照明使用料 1面 30分当たり	備考 (1) 2分の1の使用は、当該区分に定める額の2分の1とする。 (2) 照明使用料1面とは、全体の4分の1面とする。 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。
専用使用料				市民	700円								
				市民以外	1,050円								
					510円								

No	施設名	使用区分等				使 用 料					
7	陸上競技場	使用区分		時間区分		備考 (1) アマチュアスポーツ又は体育レクリエーション以外の使用は、当該専用使用料の額の2倍とする。					
		専用使用料		市民	1,800円						
				市民以外	2,700円						
		個人使用料	一 般		市民			150円			
					市民以外			220円			
			大学生等		市民			110円			
					市民以外			220円			
			小中学生・高校生		市民			70円			
					市民以外			100円			
		区分						1年当たり			
		個人使用料	一般通年使用料料		市民			7,500円			
市民以外	11,000円										
大学生等			市民	5,500円							
			市民以外	11,000円							
小中学生・高校生通年使用料			市民	3,500円							
			市民以外	5,000円							
8	相撲場	使用区分		時間区分		備考 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。					
		専用使用料		市民	200円						
				市民以外	300円						
		個人使用料	一 般		市民			40円			
					市民以外			60円			
			大学生等		市民			30円			
					市民以外			60円			
			小中学生・高校生		市民			20円			
					市民以外			30円			
		12	野外音楽堂	使用区分				時間区分		備考 (1) 電気装置を使用する場合は、別に定める実費相当額を徴収する。 (2) 入場料等を徴収する場合は、当該区分に定める額の20倍とする。	
専用使用料				市民	140円						
				市民以外	210円						
13	自由広場	使用区分		時間区分		備考 (1) 2分の1使用は、当該区分に定める額の2分の1とする。					
		専用使用料		市民	無料						
				市民以外	1,200円						
14	屋内ゲートボール場	使用区分		時間区分		照明使用料 1面 1時間当たり	備考 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。				
		専用使用料（1面当たり）		市民	350円						
				市民以外	520円						
個人使用料		市民	70円								
		市民以外	100円								
15	マレットゴルフ場	使用区分		時間区分		備考 (1) 大会使用料とは、大会を目的に使用申請したものをいう。					
		大会使用料		市民	650円						
				市民以外	970円						
16	焼肉広場	使用区分		時間区分		備考 (1) 2分の1の使用は、当該区分に定める額の2分の1とする。					
		専用使用料		市民	200円						
				市民以外	300円						
17	岳麓公園 前宮公園 花蒔公園 弓振公園	使用区分		時間区分		午前5時から午後7時まで 1時間当たり					
		専用使用料	多目的広場		市民			無料			
					市民以外			500円			
			多目的広場		市民			無料			
					市民以外			500円			
			多目的広場		市民			無料			
					市民以外			500円			
			多目的広場		市民			無料			
					市民以外			500円			
区分				1回							
コインロッカー、ラケット等				100円							

- 備考
- 未就学児童は無料とする。ただし、プールは除く。
 - この表の専用使用料の区分における「1時間」とは、正時から次の正時までをいう。
 - 使用時間が1時間に満たないときであっても、1時間の使用料とする。
 - この表により算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - この表において「大学生等」とは、学校教育法第1条に規定する大学若しくは高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）又は同法第124条に規定する専修学校に在籍する者をいう。
 - この表において「高校生」とは、学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）に在籍する者をいう。
 - この表において「中学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（中学部に限る。）に在籍する者をいう。
 - この表において「小学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部に限る。）に在籍する者をいう。
 - この表において「市民」とは、茅野市に住所を有し、通勤し、通学し、又は別荘を有する個人及び茅野市に住所を有し、通勤し、通学し、又は別荘を有する個人が構成員の半数以上を占める団体をいう。